

ブロック塀等撤去の「完了写真」について

完了写真は、「既存ブロック塀等が撤去された状態の写真」を添付して下さい。

現在、「ブロック塀等撤去実績報告書」に工事完了後の写真を添付していただいておりますが、最近、工事完了後の状況写真が、「撤去後」のものではなく、「新たなフェンス等の設置後」のものが多く、円滑な書類審査に支障がある場合があります。

刈谷市としても、申請者さんへ円滑な補助金交付を考えているため、工事完了写真には「撤去後」のものを添付するようお願いいたします。



この状態の写真が必要です



問合せ 刈谷市建築課住生活係（直通）0566-62-1021